

タックス・ハイブン対策税制をとりまく環境と今後の課題

濱田 明子 (法学博士)

明星大学経済学部教授

目 次

タックス・ハイブンと課税管轄権

- 1 最近の特徴的な経済取引とタックス・プランニング、2 国際課税原則と課税ベース

タックス・ハイブン対策税制をとりまく環境と税制の仕組み

- 1 国際的な協調の動向、2 日本のタックス・ハイブン対策税制の特色

今後の課題

- 1.適用除外要件の見直し、2合算される資産所得の検討、3 タックス・ハイブンは通過点

タックス・ハイブンと課税管轄権

1 最近の特徴的な経済取引とタックス・プランニング

(1)はじめに

企業活動の発展のために、製造拠点や販売先を海外に置くことは、現在重要な選択肢となっている。そして、このような企業活動を行う上で、資本をどのように調達し、資本の活用により生み出された利益において、どのように税コストを負担するかという問題は、企業経営において必須の検討事項である。

企業の海外進出の判断のポイントとして、事業形態の選択、税率、収益還流に関する課税等が挙げられる。すなわち、進出先でどのように課税されるのか、そして、収益をどのように株主である親会社が回収できるのかという点である。

本稿では、特に所得に対する税率の各国

の違いを利用したタックスプランニングに対処するタックス・ハイブン対策税制をめぐると国際的な動向と日本のタックス・ハイブン対策税制の仕組みを概観した上、今後の課題を考えることとする。

(2)タックス・ハイブンの利用の効果

タックス・ハイブンとは、所得課税がなされないか、税率が著しく低率な国である。このような国で企業や個人が経済活動を行い、上がった収益がその国の課税管轄権に服す限り、租税コストの引き下げが可能であり、タックス・ハイブンは企業の海外進出先として大きなインセンティブを有している。

例えば、このようなタックス・ハイブンに子会社等を設立し、経済取引を経由することにより、タックス・ハイブンに所得を留保し、その所得が無税の恩恵をうけるこ

とができれば、企業グループ全体の税コストの削減が可能となる。

こうした租税負担の圧縮行為に対処するのがタックス・ヘイブン対策税制である。本税制は、規制の方法に違いはみられるものの、多くの国々で採用されており、一般に CFC¹⁾ 税制と呼ばれている。日本の課税制度においてタックス・ヘイブンは、過去ブラックリストに掲名され、適用対象国が特定されていた。しかし、後述するように、現在では、ターゲット税率を定めることにより、一定の税率以下となる場合には、タックス・ヘイブン対策税制が適用される方式となっている。

(3) 多国籍企業のタックス・プランニング

最近では、Google、Starbucks、Microsoft 等の多国籍企業による租税スキームが、租税回避を生み出していることが多々展開されていることが報道されている²⁾。

たとえば、米国シアトルに本拠地を置く Amazon は、書籍販売を中心に世界的なネット販売を展開する多国籍企業グループであるが、多くの顧客を獲得している海外進出先には利益を出さず、本社が吸い上げる構造を有している。

Amazon.com International Sales のこうした取引スキームに対して、東京国税局が 140 億円の課税を行った³⁾。新聞記事によれば、Amazon.com International Sales は日本の関連会社に対して、販売業務と物流業務を委託し、手数料のみを支払っていた。課税庁は、これらの関連会社が本社機

能の一部を担っていることから、米国本社
の恒久的施設にあたるとして、その機能に
相当する利益を恒久的施設に帰属する所
得と認定し、法人課税を行った。東京国税
局は、同社の関連会社である日本法人アマ
ゾンジャパンとアマゾンジャパン・ロジス
ティクスに対して、米国の本社機能の一部
が日本にあるとして、対応する所得を日本
に申告すべきだったと認定したのである。

また、Amazon については、英国下院財
政員会でも、世界的にどのようなタック
ス・プランニングを展開しているかについ
て取り上げられた⁴⁾。それによれば、
Amazon(US) は、ルクセンブルク⁵⁾ に
Amazon Europe Holding Technologies
S.C.S に EU における事業に必要な無形資
産を移転した上、Amazon EU Sarl が欧州
各国に設立したリスク限定サービス会社
と委託契約を結び、EU で発生する利益の
大部分を Amazon EU Sarl で吸い上げる契
約を締結していることが明らかになった。

英国においても日本と同様のリスク限
定サービス会社を設立した運営が行われ、
英国における物販売上高は、33.5 億ユー
ロであるのに対し、英国のサービス会社の
計上する売上高は、2.07 億ポンドに留ま
っているという⁶⁾。そして、リスク限定会
社を設立して、無形資産の使用料を徴収す
ることにより、吸い上げられた利益は軽課
税国に集約される。タックス・ヘイブンは、
多国籍企業の租税スキームにおいて重要
な役割を果たしている。

(4)最近の経済取引の特徴と課税

IT技術の高度化

国際租税制度に対して大きな影響を与えている経済取引の変化として、IT技術の高度化と無形資産形成の2つを指摘したい。

通信技術が発達⁷⁾したことにより、信用情報等の迅速な確認が可能となり、グローバルな取引を一瞬で行うことができるようになった。また、私法上の取引の変更等も、低コストで実現することができるようになったと考えられる。

IT技術は、国際課税の分野においても、国際的な取引の障壁を乗り越えるように発展しており、上述のようなタックス・プランニングを容易にする一因となっている。そして、最近の企業活動のグローバル化は、IT技術の向上と相まって企業の居住地と事業活動の源泉地を基準とした原則により行使されている各国の課税管轄権の及ぶ範囲の縮小をもたらしている可能性がある。

このような電子商取引の発展は、所得の可動性を高める。金融取引を通じ、投資による資産性所得を各国のオフショア口座に異動することも容易である。また、事業の管理についても、こうした技術を流通に使用すれば、企業の販売機能や仕入機能を分離し、会社を外国に設立して運営することも十分に可能な時代となっている。IT技術の高度化による所得の可動性の高まりは、これまでの国際取引に関する課税原則を徹底することでは、対処が難しいかもしれない。

無形資産の形成 (Intangible Property 化)

近年、収益の源となるイノベーションは、技術からノウハウまで広い分野に生じている。超過収益を生み出す無形資産、知的財産は、上述のように多国籍企業のタックス・プランニングの要となっている。課税上、無形資産は、費用の集合体として認識され、超過収益を生み出した段階で課税の対象となる。すなわち、このような知的財産から生じる利益が課税されるのは、その財産の移転による譲渡対価やその使用料が支払われた時点である。

しかしながら、無形資産の譲渡と使用料の課税上の取り扱いは、租税条約上も国内法上も異なっており、これらの取引を国際的に組み合わせることにより、多様なタックス・プランニングが可能となっている⁸⁾。

2 国際課税原則と課税ベース

(1) 課税管轄権の及ぶ範囲と二重課税

本稿では、経済活動により生じた利益を所得として把握し、課税を行う所得課税制度の枠組みで、課税関係を考えることとする。国家主権において、課税権は重要な位置を占め、多くの国が国家財政を賄うために所得課税制度を採用している。課税管轄権とは、国家主権の具体的態様のひとつであるが、国際租税法の観点からは、立法管轄権が制限されている点が重要である⁹⁾。国家の課税権に関して言えば、国家の締結した租税条約等の条約により制限され、また、国家の意思により、国内法律によっても制限される¹⁰⁾。課税管轄権のこれらの制限の態様は、国により異なり、全世界所得主義や国外所得免税主義があるが、これら

の様態は課税原則とよばれることがある¹¹⁾。

現在の国際租税制度の枠組みで言えば、ある国の居住者は、その居住地国で課税がなされる(居住地国課税)。たとえ、国境を越えて取引を行い、利益を獲得した場合でも、その個人や企業の居住地国が課税権を及ぼすことが原則である。

そして、このような国際的な取引から生じる所得については、居住地国のみならず、その利益の生じた国にも課税管轄権が認められる(源泉地国課税)。たとえば、R国で活動する企業R1が有する特許を、S国のS1企業に使用許諾し、その対価として使用料がR1からS1に支払われた場合、RはR1の使用料に課税するが、SもS1により支払われる使用料に課税する。Sは、S1がR1に対して支払う使用料について、一定の税率で源泉所得税を課す¹²⁾。

S国は、R1の所得に対して、源泉地国課税を及ぼしているということになる。S1は、Rに居住しているわけではないので、非居住者として扱われるが、その所得について、Sは源泉地国として課税を及ぼすこととなる。R1は、受領する使用料につき、RとSの両方の課税管轄権に基づき課税を受けることになり、同一の所得について二重課税が生じる結果となる。国家中立性の観点から、多くの国はこうした二重課税の排除のために、二国間租税条約により二重課税の排除条項を規定し、国内税法により、外国税額控除制度や国外所得免税制度を規定している。

(2) 課税管轄権からの離脱と回復

国際的租税回避は、多くの場合、国家の

課税管轄権からの離脱をはかる行為である¹³⁾。所得課税を及ぼす課税管轄権からの離脱を目指した行為はおよそ以下の3つに分類できる¹⁴⁾。居住地の移転、取引の移転、そして、資産や所得の移転である。納税者には、契約の自由や居住移転の自由があり、他方課税管轄権は、国内法と国際法により制限されているために、このような行為を通じた租税回避が可能となるのである¹⁵⁾。

国際的な経済取引の結果生じる利益に対する課税のために適用される具体的なルールは、二国間で締結される租税条約と当事国の国内法である。租税条約は二国間の取り決めであるがゆえに、それぞれに異なっており、内容が統一されていない。また、その租税条約が、OECDモデル条約というひな型に沿ったものであったとしても、その解釈は統一されているわけではない。そして、当事国の国内法はさらに個別の特色を有していると考えてよいであろう。

そのため、国際的に活動する個人や企業にとって、どこの国の居住地国課税を受け、どこの国の源泉地国課税を受けるのか、という点は、きわめて重要である。このような法の状態の中では、私法上の取引の精緻なプランニングにより、課税の網をくぐる事が可能となり、ループホールが生まれることは無理のないことである。

国際的な租税回避は、課税の軽い地域に存在する者への所得等の移転により行われる場合が多く、それは課税管轄権からの離脱をはかる行為である¹⁶⁾。課税管轄権を離脱してしまえば、合法的に課税逃れができるのである。

現在の所得課税制度は、課税要件として、どのような所得がだれに生じているか、という点の決定を経て、適用されている。タックス・ハイブン子会社の利得について、どこの国が課税管轄権を行使するかについても、この二つの点の決定により、課税関係が異なってくることとなる。

こうした課税原則に立ち返ってみると、タックス・ハイブン対策税制には、根本的な問題がある。タックス・ハイブン対策税制は、外国の子会社の所得に対して課税を行う制度である。外国の法人に対して、課税権を及ぼすことは、国際法違反ではないかという疑問が湧く¹⁷⁾。この税制の本質は、親会社に帰属する所得だから親会社に課税するということにあると考えると、その範囲をどこに止めるかということは、国家の課税管轄権の限界という難しい論点をはらむのである¹⁸⁾。

(3)タックス・ハイブン対策税制の本質的問題

企業にとっては、居住地国・源泉地国の課税をいかに圧縮するかという点が、大変重要であり、各国で異なるそれらの課税が及ぼされる条件を精査する意味がある。

たとえば、企業に対して、居住地国による課税権を及ぼす場合、本店所在地国基準と管理支配基準があり、それぞれに異なる基準で企業の居住性が判断される場合がある。

企業活動を行う形態や本拠地、また、取引の方法等は、私法上の契約により、私人が自由に決定でき、たとえば、居住者に対

する課税を全く行わない国があれば、その国を事業活動の中心として、居住地国とすることにより、利益に対する非課税を享受できるということになる。タックス・プランニングは、租税負担を減少させるために、居住地国と源泉地国の課税管轄から離脱するよう私法上の行為を企画する。居住地国からも源泉地国からも課税を受けないように、居住地を定め、取引を仕組むことも可能かもしれない。

タックス・ハイブン対策税制による合算対象となるべき典型的な所得は、租税回避防止の観点から言えば、源泉地におけるまっとうなビジネスとはいえないもの、言い換えれば、所得の源泉地との経済的結びつきが希薄で、タックス・プランニングの観点から容易に移動可能な利得である¹⁹⁾。

タックス・ハイブン対策税制とは、タックス・ハイブンを利用して、そこに子会社を設立し、企業活動による利益を蓄積し、親会社の租税負担の軽減を図る租税回避行為に対し、子会社の所得を親会社の所得に合算することにより、親会社に課税権を及ぼす国が、その子会社の所得についても課税を行う仕組みである。

現在の所得課税制度において、独立した法人が、ある国で何らかの事業活動を営んでいるとき、その法人はその国に対する納税義務を全うすればそれで足りるという考え方を現行の課税原則の枠組みの中で、間違っているとはいえないであろう。だからこそ、租税回避行為への対処として、子会社の所得を合算する場合、何が租税回避なのかという点が明確にされなければならない

い。

(4)国内所得の範囲 - 事業所得と資産所得

タックス・ハイブン対策税制の目的が、当然課税されるはずの事業活動から生じた利益が課税されない事態に対応しようとしたものであるとすれば、当然課税されるべき主体が特定されなければならない。本来、経済的利益を享受している者に租税が賦課されるべきである²⁰⁾。

法人という形態を使用すれば、株主から分離した形で利益を留保することができることから、法人形態を利用した租税コスト削減の究極の姿であると言つてよいのではないかと思われる。私法上の権利関係からみるならば、子会社における税額の負担の減少であつて、親会社の税額の直接的な減少ではない。親会社の税負担の減少であるならば、親会社の受け取るべきどのような所得に対する課税が必要かという点が明らかにされなければならない。

すなわち、タックス・ハイブン対策税制の適用により、日本の親会社の所得とされる利益は、日本の課税ベースを構成するか、あるいは、課税範囲として適切か、という点が検討されるべきである²¹⁾。国際取引により生じる利益について、国外所得免除方式へと舵が切られている現在、国外所得と課税権の及ぶ国内所得の区分の基準の検討が必要となる。この基準については、利益が日本に「由来」するか、外国に「由来」するか、という考え方が提示されている²²⁾。

居住地国による課税管轄権は、国外所得免除方式が進むことにより、その範囲を縮

小することになる。国家間の課税権配分に関しては、国内所得か否かという点が判断の分かれ目になりつつある。

租税回避された利得の課税は、それが事業所得か資産所得かにより、課税の仕組みが異なる。これは、たとえば、組合形態で事業を行った場合と匿名組合で事業を行った場合の組合員の分配利益の性質にかかわる問題と同様である。その利得を事業所得と捉えるか、資産所得と捉えるかにより、課税権を及ぼすことができる基準が異なり、どちらのカテゴリとも見えない場合には、どの国の課税権も及ばない利益が生じる場合がある。

また、分配された利益が、事業所得かどうかという点は、その利益分配にかかる私法上の関係を踏まえて検討する必要があるが、私法上の関係は、納税者が自由に設計できるものであり、租税コスト削減の目的でプランニングすることも十分に可能である。私法関係に基づく人的な所得配分に対して、何を根拠にどこまで課税関係を強制するかは、租税制度の根本的問題である。

これらの所得の区分は、どの段階で課税対象としての所得を把握しているのか、という違いから生じるものかもしれない。子会社の事業所得なのか、親会社の資産の運用所得なのかという問題である。また、法人は、事業活動の様々な段階を捉えて設立することができる。その法人を一律に扱うことはできないということかもしれない。たとえば、ある会社は、製造会社なのか、販売会社なのか、という問題である。

以下では、タックス・ハイブン対策税制

を取り巻く国際的な状況と日本のタックス・ハイブン対策税制とその問題点と今後の税制の課題をまとめることとする。

タックス・ハイブン対策税制をとりまく環境と税制の仕組み

1 国際的な協調の動向

(1) 課税権の分配に関する議論の動向

EUによる働きかけ

OECDの本拠地を有するEUは、経済的共同体の成立以降、各国の課税権の調整を図る基準として、EC条約が参照され、各国の課税権の衝突について裁判が行われている。タックス・ハイブン対策税制が、その本質に課税管轄権の分配の問題をはらんでいることがわかる。

Cadbury Schweppes plc 事件判決では、EU加盟国の法人である親会社が、他の加盟国の居住法人として、その国の軽課税を享受している子会社の利益を親会社の損失と相殺することはできないが、親会社の租税回避のために完全に人為的な取引 'wholly artificial arrangement' が行われた場合に、EC条約の保障する基本的自由に対する国内法CFCルールによる制限は認められるとされた²³⁾。

なお、欧州委員会は、世界的な租税問題に関するガバナンスの促進のために、2012年に二つの勧告を行っている。第一に、共通の識別基準でタックス・ハイブンを特定し、加盟各国のブラックリストに掲載する。第二に、aggressiveなタックス・プランニングに対応するために、一般的濫用防止規定を採用する、というものである²⁴⁾。

源泉地国における税源確保の動き

2012年、発展途上国も参加した国連モデル租税条約の改定が行われ、源泉地国課税権を強化する内容が確認されている²⁵⁾。

また、先進国からの資本輸入の多い国においては、企業進出に伴い人的役務の提供の拠点となる場所を積極的に恒久的施設(PE)として認定し、源泉地国の課税権を及ぼそうとする租税条約や国内法の改正の動きが見られる。たとえば、インドにおいては、役務提供にかかる恒久的施設認定範囲が広く捉えられ、また、中国の企業の駐在員に対するPE課税などである²⁶⁾。

先進国における税負担軽減の特別措置

OECD加盟国は、課税ベースの浸食を問題視しているが、同時に対内投資の確保も経済力の保持増強に欠くことはできず、多くの国がオフショア免税のような非居住者²⁷⁾に対する大幅な免税措置を規定している。その結果、先進国においても実質的なタックス・ハイブンの存在が容認されているといつてよいであろう²⁸⁾。

このような先進国の課税制度は、非居住者statusに対する実質的な租税回避地を提供することになる。オフショア税制により租税負担を免れた所得については、税負担の公平の見地から、納税者の居住地国において課税を行うことが必要となる²⁹⁾。

(2) 先進国によるいくつかの対処策

GAAR

GAARとは、General Anti-Abuse Rule、すなわち、一般的濫用防止規定を指す。これを租税法において適用するならば、租税

回避行為の否認を一般的に認め、課税が行われる効果をもたらす。企業の租税回避に一般的に対処できるという利点がある。

欧州裁判所においては、租税法の分野に関する「濫用」をめぐり、既に多くの裁判例がある³⁰⁾。

TIEA

OECD加盟国は、タックス・ヘイブンを租税回避地として名指しするのではなく、情報の開示と税率による判定をすることとした。すなわち、TIEAによる情報の透明性の確保により、タックス・ヘイブンの定義を外すこととした。OECDの評価³¹⁾によれば、問題ある税制を有する国は存在しないこととなっている。しかしながら、現在も多くの企業が租税の軽減措置を利用し、tax planningを行っているのが現実である。

TIEAとは、Tax Information Exchange Agreement、すなわち租税情報交換条約を指す。TIEAの締結は、OECDにおける「有害な税の競争」への対抗運動が展開する中で増加してきた。最近の租税条約に伴うTIEA情報交換取り決めは、二国間の情報交換を目的とする取り決めであり、いわゆる足の速い所得について、課税当局が相互に情報を提供し、課税漏れを失くすことを目的とするものである。

TIEAは、タックスヘイブン国が先進国に対して締結を申し込んでくるケースが多い。それは、タックス・ヘイブン国への対抗運動が、課税ベースと税率水準そのものではなく、情報交換の欠如や透明性の不足を標的とするように変化した結果³²⁾、本条約の締結により、ブラックリストへの掲名

を免れることができるようになってきたことによる。

2012年のOECDによる報告書によれば、TIEA等の締結のないタックス・ヘイブン・ファイナンシャルセンターに該当するのは、それぞれ1カ国のみである³³⁾。

日本は、平成25年9月末現在、パハマ、ケイマン諸島等の8カ国の軽課国との間で租税に関する情報交換規定を主体とする条約を締結し、発効している³⁴⁾。

BEPS

OECDは、2013年2月12日報告書『税源浸食と利益移転への対応(Addressing Base Erosion and Profit Shifting)』を公表した。これは、OECDが、二国間租税条約や各国の租税制度の違い、さらには、経済取引の発展により、加盟各国における課税ベースそのものの浸食が生じているとの問題意識を前提としている。

本報告書は、OECDのこれまでの多国籍企業のタックス・プランニングの調査研究を踏まえ、これにより、合法的なステップ取引の仕組みと無形資産の権利義務の操作により、グループ内で利益とリスクを合法的に移転し、実質的な活動が行われている国の利益を減少させる場合が生じていると結論づけている³⁵⁾。そして、国際協調の下で、統合された全体としてのアプローチにより、各国がBase Erosion and Profit Shifting、すなわち、BEPSへの対応策を策定することを求めている³⁶⁾。BEPSの対応策の一つとして、上述のCFCルールの整理も取り上げられている。

OECD加盟国によるBEPSへの取り組みは、

二重非課税となっている利益の課税を目指すものであるが、二重非課税となっている利益についても、所得の性質により、その利益がどこの課税管轄権に属するのかが異なってくる。今後の議論に注目されるところである。

2 日本のタックス・ヘイブン対策税制の特色

(1) 租税回避対策税制としての性格

法的構成に関する議論

タックス・ヘイブン対策税制については、租税回避防止の制度であるとの考え方と、課税繰延防止と捉える考え方がある。課税繰延防止制度とみる考え方は、タックス・ヘイブン子会社の株主における課税が繰延べられることを問題とする。タックス・ヘイブン対策税制は、課税繰延防止規定であり、課税繰延の対象は、株主の受け取る配当であると考えるのである。

本税制の検討に関して、参照される立法趣旨は、タックス・ヘイブン対策税制は、租税回避防止規定であるというものである。しかしながら、この租税回避防止規定がどのような租税回避行為を対象としているものかについては、多くの説明が錯綜していた³⁷⁾。

第一に、租税特別措置法66条の6は、実質所得者課税の原則を具体化したものであるという考え方である。このように考えると、本条は、法人税法11条の実質所得者課税と密接な関係にあるものとして読む必要が生じる。

第二に、みなし配当擬制説があげられる。

内国法人の受け取るべき配当に該当する収益の額とみなして、親会社は特定外国子会社からの配当所得が生じたものとみなして、所得の合算を行うと考えるのである。

第三の説は、擬制収益と考えるもので、第二説との共通点は、親会社と子会社が独立の人格を持つことを重視し、所得の合算は、あくまでも税制上の擬制を行っている点である。

最高裁平成21年10月29日判決では、日星租税条約と国内法であるタックス・ヘイブン対策税制の抵触が争われた(グラクソ事件)³⁸⁾。本判決は、「タックス・ヘイブン対策税制は、国家主権の中核に属する課税権の内容に含まれると位置付けられるので、租税条約その他の国際約束等によってこのような税制を設ける我が国の権能が制約されるのは、当該国際約束におけるその旨の明文規定その他の十分な解釈上の根拠が存する場合でなければならない」とした。

最高裁は、当該税制への制約は主権に基づく課税権の制限と考え、それが制限される場合は厳格に判断されなければならないとしている。このような厳格な要請の求められるところ、日星租税条約の規定は、日本の課税権行使の制限を行うこととなる明文規定や解釈上の根拠はなしえないとした。しかしながら、判決は課税権調整と国際的二重課税の回避を目指す租税条約の趣旨目的に鑑みて、日星租税条約に直接違反しないとしても、実質的に同条約に違反するものとして、合理性が問題となる課税制度の効力が問題とされる余地があるとしている。

内国親法人の適正所得説とその意義

タックス・ヘイブン対策税制の母国である米国においては、課税繰延対策としての税制と説明されることが多かった³⁹⁾。米国における Subpart F における CFC 税制の議論の過程にみなし配当という擬制を見ることができる⁴⁰⁾。日本のタックス・ヘイブン対策税制の導入時のつくりは、こうした擬制を一部反映していた。

しかしながら、みなし配当という法律構成は、米国における国際課税についての「外国子会社にも当然に課税できる」という学説の展開を基礎としたものであって、Subpart F 税制についての法律構成を倣ったにすぎない⁴¹⁾。

また、実質的所得者課税の明文化であるとする説に対しては、昭和53年のタックス・ヘイブン対策税制の立法経緯の流れからすると、その明文化以前はタックス・ヘイブンを利用した租税回避行為に直接対応できる立法を欠くゆえに、実質所得者課税原則で対応可能な部分でその租税回避に対応していたに過ぎず、そのことを捉えて、本税制の直接の根拠と考えるべきではないと指摘されている⁴²⁾。

このことは、日本その他の先進諸国が、タックス・ヘイブンを利用した租税回避への対応の方策として、タックス・ヘイブン対策税制のみならず、移転価格税制等を含む多様な税制度を用いてきていることにも表れている⁴³⁾。

こうした点を踏まえ、タックス・ヘイブン対策税制において合算される所得は、タックス・ヘイブン子会社を所有する内国親会社の所得であるとの考え方がある⁴⁴⁾。タ

ックス・ヘイブン対策税制は、内国親会社の適正な所得を算出する機能を果たしているのである⁴⁵⁾。

そして、タックス・ヘイブン対策税制により内国法人の課税所得となる所得は、タックス・ヘイブンを利用するインセンティブが存在しなかったとした場合に実現したであろう所得であり、この観念的な所得を課税する機能を同税制が果たしている⁴⁶⁾。タックス・ヘイブン対策税制により規制されるのは、タックス・ヘイブン子会社の所得の問題ではなく、専ら内国法人のあるべき所得であって、租税回避防止規定の対象となるのは、内国法人の所得である、ということになるのである⁴⁷⁾。

(2) 特定外国子会社と合算所得の範囲

適用対象国の範囲 - ブラックリストの廃止

昭和53年、日本は租税特別措置法66条の6により、タックス・ヘイブン対策税制を導入した。この税制改正は、海外への所得移転防止規定であり、その目的を有する国際取引を対象とする税制としては、過小資本税制・移転価格税制がある。

平成4年改正まで、タックス・ヘイブン対策税制の適用対象となる国は、ブラックリストにより具体的に国名を掲記されていた。しかしながら、国際取引をめぐる状況の変化を捉え、平成18年改正により、タックス・ヘイブン対策税制は一定の税率をトリガーとして、軽課税国の一般化が行われ、トリガー税率を基準に適用対象を決定する方式となった。そして、タックス・ヘイブ

ン対策税制は、外国子会社所得合算課税制度とも呼ばれるようになった。

トリガー税率の引き下げ

平成 22 年度税制改正により、軽課税国の基準（トリガー税率）は、25%から 20%へと引き下げられた。国内の法人実効税率の半分がかねての基準であったことから、日本の実効税率の引き下げを反映したものであるが、世界の法人税率に対して 25%税率では潜在的なタックス・ヘイブン対策税制の適用対象国が多くなりすぎるためである⁴⁸⁾。タックス・ヘイブン対策税制の適用対象国が増加することは、課税当局の執行コストと納税者のコンプライアンスコストの著しく増加させることとなる⁴⁹⁾。

なお、このトリガー税率は、各国により異なり、現在、日本は 20%、米国 31.5%、ドイツ 25%、フランス 18%、英国 17.25%となっている⁵⁰⁾。

一定の投資所得の例外なき合算

平成 21 年税制改正における外国子会社からの配当非課税制度の創設⁵¹⁾に伴い、タックス・ヘイブン対策税制は、子会社における所得の留保部分のみならず、配当分も併せた合算方式に改正された。そして、平成 22 年度税制改正は、一定の投資所得を合算する改定がなされ、租税回避防止目的が明確に確認されることとなった⁵²⁾。これにより、日本のタックス・ヘイブン対策税制は、外国子会社の所得全体を合算する entity approach から、部分的ではあるが合算すべき所得を特定する income/transaction approach を採用したことになる。

租税回避への対処を目的とする税制として、タックス・ヘイブン対策税制を位置付けると、対処すべき課税ベース浸食の経済事象を明確化する必要が生じるが、その明確化にあたっては、事業体別アプローチ (entity approach) と所得別アプローチ (income/transaction approach) がある⁵³⁾。

日本の外国子会社合算税制は、制度の発足時、外国子会社の所得のうち、親会社の持分に相当する留保所得を現時点で親会社の課税対象として取り込み、合算課税する方式が採用されていた。すなわち、所得合算の対象として、特定外国子会社を絞り込んだ上で、事業体別に適用除外要件への該当性を判断している点で、事業体別アプローチを採用していた⁵⁴⁾。

しかしながら、制度の改善のためには、米国やドイツで採用されている所得別アプローチが、課税ベースの侵食への対応手法として導入検討されており、適用除外要件において、事業体別アプローチの問題点をどのように解決するかが重要と指摘されていた⁵⁵⁾。

所得別アプローチは、アメリカ・ドイツで採用している外国子会社の所得のうち、能動的所得 (active income) を適用除外とし、受動的所得 (passive income) や汚い所得 (tainted income) を取り出して、タックス・ヘイブン対策税制の対象とする方式である。

このアプローチによれば、外国子会社が事業活動を行いつつ、投資活動を行うような場合でも、特定子会社の合算対象となる所得についてきめ細かく対応できる点すぐ

れているが、たとえば、所得の性質が passive であることが、すなわち、租税回避行為の結果とならない場合もありうるため、合算の原因となる租税回避行為の結果がそのまま所得の性質に反映しているか、という問題がある。

(3)適用除外要件の問題点

適用除外要件の意義

タックス・ヘイブン対策税制は、租税回避に対処する税制であるとする、適用除外要件には内国法人の租税回避行為ではないという要件を示す機能が期待される。租税回避行為との区別を実質的に行うのが、適用除外基準であるということになる。

日本のタックス・ヘイブン対策税制の適用から除外される要件は、事業基準、実体基準、管理支配基準、非関連者基準または所在地国基準の4つである。

適用除外基準の中で、非関連者基準と所在地国基準のいずれの基準が適用されるかは、外国子会社等の「主たる事業」により異なる。たとえば、事業拠点をタックス・ヘイブンに保有している場合、その拠点は、販売会社とされるか製造会社とされるかにより、結論が異なりうる。また、製造拠点となる子会社がさらに製造を外部委託した場合に、その拠点で営まれている事業がどのように判定されるかという問題が生じている。

最近の裁判例

適用除外要件の該当性に関しては、特に中国との来料加工取引を巡り、課税庁との争いとなっている。

中国における来料加工取引とは、中国企業に製造委託する外国企業が、材料の所有権を保持したまま材料を当該中国企業に輸出し、中国企業は加工賃のみを受領し、製造委託された製品を外国企業に引き渡すという取引である。こうした取引方法を取ることにより、材料の所有権が外国企業に保持され、中国企業は材料等の仕入れにかかる事業リスクを負うことなく、加工した製品にかかる工賃を獲得することができ、外国企業は中国への輸出関税を回避することができるというメリットがある。

訴訟の事例では、こうした取引は、製造業者における所在地国基準を満たさないものとされている。たとえば、東京国税不服審判所平成20年2月20日裁決⁵⁶⁾、東京高裁平成23年8月30日判決（日本電産ニッシン事件）⁵⁷⁾、東京地裁平成21年5月28日判決⁵⁸⁾及び東京高裁平成23年8月30日判決⁵⁹⁾、東京地裁平成24年7月20日判決⁶⁰⁾において、いずれも納税者が敗訴している。

一方、実体基準と管理支配基準の充足の有無については、東京地裁平成24年10月11日判決で、租税特別措置法40条の4に基づき、原告（個人）がシンガポールに設立した精密機械部品等の卸売業を営む会社が特定外国子会社等に該当するとして行われた課税処分が争われ、納税者が勝訴した⁶¹⁾。そして、控訴審である東京高裁平成25年5月29日判決においても、第1審の判断が維持され、確定している。

今後の課題

1 適用除外要件の見直し

タックス・ヘイブン対策税制の対処しようとする国際的租税回避の局面は、居住地の選択、所得の帰属、所得の人的配分（移転価格）、所得源泉という複合的な要素が絡んでいる⁶²⁾。

また、課税ベースの浸食とは、客観的には日本の課税ベースであるはずのものが、契約等の仕組みにより課税の対象からはずれた場合に生じる⁶³⁾。課税ベースの浸食の態様として、事業機能の移転、知的財産等の移転、需要に基づく課税ベースがその典型であり⁶⁴⁾、タックス・ヘイブン対策税制は、こうした浸食のうち、どのような局面に対処する手段と位置付けるのか、明確にする必要がある。そして、国際的租税回避行為とタックス・ヘイブン対策税制の合算対象範囲が、適用除外要件により適切にマッチしているか検討する必要がある。

タックス・ヘイブン対策税制の過剰な適用や不適切な適用除外は、対象となる経済取引について、税制によるディスインセンティブやインセンティブを与えることになる点を認識する必要がある。

2009年8月に経済産業省国際課税研究会により出された「国際課税制度の主要論点について」によれば、過剰な適用と適用不足の領域の減少のために、適用除外要件の在り方について、今後さらなる議論が必要であることが示されている⁶⁵⁾。適用除外要件は、タックス・ヘイブン対策税制の過剰な適用と抑制を防止するように設計される必要がある。

タックス・ヘイブン対策税制において、適用除外要件の枠組みを維持する枠組みを維持する限り、所得合算の意義を検討しつつ、具体的な適用除外要件を積み重ねる必要がある⁶⁶⁾。

平成22年度税制改正は、一定の資産所得の無条件の取り込みによる income approach の方向を打ち出すと同時に、事業所得に関する適用除外範囲を拡大した。平成22年度改正では、特定外国子会社等が、統括会社である場合、被統括会社が統括会社により株式の保有がなされている場合、及び統括会社が物流を統括している場合の非統括会社との卸売りについては、適用除外要件、すなわち主たる事業要件若しくは関連者事業要件から外すこととされている。こうした配慮は、経済的合理性を租税以外にも存在することを認めたもので、所得の付け替え、すなわち、租税回避につながる行為の結果として生じる所得を絞って当該税制の対象としようとする努力であると考えられる⁶⁷⁾。今後、適用除外要件は、国際的租税回避行為の類型化を反映していくことになるであろう。

2 合算される資産所得の検討

日本のタックス・ヘイブン対策税制が、entity approach から income approach の方向を取り始めたことは、軽税率あるいは無税のメリットを享受する対象として、当該税制の適用範囲を、事業体ではなく、所得の性質を基準とした合算制度への転換とみられる。課税の公平維持のためには、passive income と active income の区分の

徹底的の整理が必要であることが指摘されている⁶⁸⁾。

具体的には、資産所得と事業所得にかかるそれぞれの合算の判断基準や判断の優先順位をタックス・ヘイブン対策税制の趣旨に立ち戻って整備する必要がある。例えば、能動的所得ではあるが、合理的な事業が存在しないといった源泉地における事業の合理性が問われる場合や、受動的な所得について合理的な事業の存在がある場合等、獲得した所得の性質のみに着目することは過剰な所得合算を引き起こすため危険である⁶⁹⁾。

事業所得と資産所得にかかる合算を考える上で、所得を生み出す事業活動を重視し、事業所得に対する課税権を優先して考えると、この懸念は重要である。すなわち、passive な所得は投資から生じる所得であるが、その所得の源泉は何らかの事業活動であろう。そうした事業活動により生じた利益(すなわち、active income)が私法上の取引により passive income に姿を変えている場合、その所得の源泉は所得の合算の判断において、考慮される必要があると考える。

そして、income approach の採用により、各種類の所得の合算範囲について、前述のグラクソ事件の判示を考慮すれば、その租税条約ごとに抵触の判定が必要となる可能性も生じると予想される。

3 タックス・ヘイブンは通過点

多国籍企業によるタックス・プランニングは、内国親法人がタックス・ヘイブン国

に子会社を設立して所得を留保するという単純なものではない。タックス・ヘイブンと租税条約の恩典を利用し、多数の会社により獲得した利益を移転し、通過させ、税コストの低下を図っている。タックス・ヘイブンは、タックス・プランニングのためのツールのひとつにすぎない。タックス・ヘイブンの子会社の所得合算にあたっては、その子会社を支配する多国籍企業がタックス・ヘイブンに留保した利益のどの部分が合算の対象となるか、という点が問題となると考えられる。

たとえば、Amazon グループの利益は、IT 技術と物流等にかかる知的財産と広範囲の市場獲得から生じているとすれば、多数の売上高を獲得している日本において、課税対象となる所得は、全体の利益のどの範囲となるのであろうか。多国籍企業の利益は、投資、販売モデル、販売市場等、多くの要素が貢献した結果である。Amazon の有するロジスティックに関する無形資産は、ルクセンブルクに存在するという。このような多国籍企業と所得の配分の関係は、移転価格税制の適用の対象となる納税者間の国際的な所得配分を検討する場合と同様の問題を生じさせる。

このようなスキームについては、タックス・ヘイブン対策税制のみならず、その他の国際課税制度の適用も合わせて対処する必要がある。タックス・ヘイブン対策税制は、課税管轄権からの離脱行為の一つの局面に対処する制度であって、タックス・ヘイブンを利用した租税回避が本税制の適用だけで解決するものではない。タック

ス・ハイブン対策税制は、移転価格税制等その他の国際租税回避行為の対策と切り口を合わせつつ、検討を深めることが求められる。

また、最近では、タックス・ハイブン対策税制を、タックス・インセンティブを防止するための付加税としての理解の新たな方向も示されている。すなわち、タックス・ハイブン対策税制の仕組みを、個人が法人設立を通じてその所得課税を軽減するインセンティブに対する対抗策として、実質的には個人に対する所得課税を形式的には法人に対して租税を課すという「個人所得税の補完税としての法人課税」の仕組みに類似する課税制度として捉える考え方である⁷⁰。

それによれば、タックス・ハイブン対策税制は、個人所得税の前取りとして、個人所得税の課税範囲と平行に法人の所得に対して課せられる法人所得税とは異なるカテゴリの課税制度として捉えるべきで、この点において、特定同族会社の留保金課税制度、すなわち留保利益税との共通性が指摘されている⁷¹。

タックス・ハイブンが利益の最終寄港地ではなく、タックス・プランニングの通過点であることを認識した上で、タックス・ハイブンのみならず、国際課税制度における課税管轄権の分配について、旧来のソースルールをはじめとした体系的な見直しの時期が来ている⁷²。

脚注

- 1) Controlled foreign company の略である。
- 2) 「企業の税逃れを封じ込めろ」東洋経済 2013年9月7日号 121頁参照。
- 3) 朝日新聞 2009年7月5日付朝刊。
- 4) HMRC Annual Report and Accounts 2011-12 19th report of 2012-13.
- 5) OECD 加盟国であるルクセンブルクは、OECD によるタックス・ハイブン抑止の施策をまとめた 1998 年レポート “Harmful Tax Competition: An Emerging Global Issue”・2000 年レポート “Towards Global Tax co-operation: Progress in Identifying and Eliminating Harmful Tax Practices” をスイスと共に承認しなかった。ルクセンブルクは、銀行情報の交換を行っていなかったため、問題ある税制を有する国とされていた。
その後、2009 年 G20 ロンドンサミットにおいて、OECD グローバル・フォーラムにより評価された国際基準実施状況に関するプログ्रेसリポートへのコミットが宣言されたことから、ルクセンブルクは、OECD モデル租税条約第 26 条（情報交換規定）の留保を取消し、条約相手国との条約改定を申し入れている。
- 6) 本庄資「オフショア世界の話(11) - アグレッシブな国際的タックス・プランニングを追求する米国上院と英国下院」国際税務 33 巻 7 号 150 頁(2013 年)。
- 7) 青山慶二教授は、IT 化とソフト化と捉えている（青山慶二「国際租税を取り巻く環境変化と税制のあり方」土居文朗編『日本の税をどう見直すか』230 頁（日本経済新聞社、2010 年））。
- 8) 無形資産を用いた多国籍企業のタックス・プランニングには多くの事例、そして、課税上の問題点が存するが、本稿での説明はこの点に触れるにとどめておく。
なお、経済産業省「平成 24 年度アジア拠点化立地推進調査等事業（国際租税問題に関する調査（タックス・ハイブン対策税制及び無形資産の取扱いについて））」
http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2

- [013fy/E003115.pdf](#)」は、タックス・ヘイブン対策税制と無形資産の取り扱いに焦点をあてた報告書であり、先進各国のCFC税制の内容とともに、詳細な報告がなされている(2013年3月)。
- 9) 中里実「課税管轄権からの離脱をはかる行為について」フィナンシャル・レビュー第94号8頁(2009年)。
- 10) 中里実・前掲注9・8頁。
- 11) 中里実・前掲注9・8-9頁。
- 12) 源泉地国課税が及ぶのは、使用料のほか、通常配当や利子も対象となる。また、事業所得についても、そのS国の企業であっても、恒久的施設(Permanet Establishment)が存在すると認められる場合、R国の課税権が及ぶ。
- 13) 中里実・前掲注9・4頁。
- 14) 中里実・前掲注9・4頁。
- 15) 中里実・前掲注9・5頁。
- 16) 中里実・前掲注9・5頁。
- 17) 中里実「移転価格課税と他の課税との二重課税」租税研究2009年10月号240頁(2009年)。
- 18) 中里実・前掲注17・240-241頁。
- 19) 青山慶二・前掲注7・228-229頁。
- 20) それぞれの経済活動に対する受益の対価は、当該受益を受ける地に課税権を与えるべき」という伝統的課税原則に基づく(青山慶二・前掲注7・230頁)。
- 21) 浅妻章如「課税ベース浸食の客観的把握への試論」ジュリスト1388号98頁(2009年)。
- 22) 浅妻章如・後掲注48。
- 23) 本庄資「オフショア世界の話(10) - BEPS対応策の基本ルール(CFCルールの変化)」国際税務33巻6号149頁(2013年)。Judgment of the Court (Grand Chamber) of 12 September 2006. Cadbury Schweppes plc and Cadbury Schweppes Overseas Ltd v Commissioners of Inland Revenue, Case C-196/04 参照。
- 24) 本庄資・後掲注35・129頁。
- 25) Untied Nations Model Double Taxation Convention between Developed and Developing Countries: 2011 Update は、2012年3月15日に公表された。国連モデル租税条約改定に関しては、青山慶二「国際課税2011年国連モデル条約改定について」租税研究756号270-287頁(2012年)参照。
- 26) 『外国企業常駐代表機構税収管理暫定弁法』の発行に関する通知(2010年1月1日施行、2010年2月20日公布)に基づく。課税の詳細については、日本貿易振興機構の情報を参照
<http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/qa/03/04J-010447>。
- 27) 国際租税制度において、resident/non-residentの区別は重要であり、企業と個人の双方を含む概念であることに注意されたい。OECDモデル租税条約や二国間租税条約は、条約の恩恵を受けるstatusの基準として、これらの概念を使用している。
- 28) フランス語では、タックスヘイブンを"paradis fiscaux"、金融の楽園と呼ぶ。タックスヘイブンは、世界経済の末端で作用しているのではなく、現代のビジネス慣行に不可欠な一要素として位置付けられる。さらに、タックスヘイブンは、租税回避や脱税のための導管であるばかりではなく、金融、組織、国、個人の財源を管理するビジネスに属しているのであって、国家に対立する存在ではない(ロナン・パラン他著青柳信子訳『徹底解明タックスヘイブン - グローバル経済の見えざる中心のメカニズムと実態』26-30頁(作品社、2013年)。
- 29) こうした状況においては、居住者における国際的な所得把握が重要な論点となってくる。日本においては、平成25年5月24日に成立した『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』に基づくマイナンバー制は、所得等の的確な把握を目的としたものである。マイナンバー制度により、ひも付けられた情報が、租税条約やTIEAによる自動的情報国間等に利用される可能性もあり、プライバシー保護との関係から

- 議論される必要がある(吉村政穂「マイナンバー制度」の概要と課題」税研 170号 26頁(2013年)。
- 30) EUにおける判断基準の整理については、岩崎政明「租税法における「濫用」概念」金子宏編『租税法の発展』384-386頁(有斐閣、2010年)参照。
- 31) A PROGRESS REPORT ON THE JURISDICTIONS SURVEYED BY THE OECD GLOBAL FORUM IN IMPLEMENTING THE INTERNATIONALLY AGREED TAX STANDARD*1, Progress made as at 5 December, 2012 (Original Progress Report 2nd April 2009)参照。
- 32) 増井良啓「タックス・ヘイブンとの租税情報交換条約(TIEA)」税大ジャーナル 11号 15頁(2009年6月)。
- 33) OECD, A PROGRESS REPORT ON THE JURISDICTIONS SURVEYED BY THE OECD GLOBAL FORUM IN IMPLEMENTING THE INTERNATIONALLY AGREED TAX STANDARD(Progress made as at 18 May, 2012).
情報交換の推進は、タックス・ヘイブン国との間のみならず、通常の租税条約締約国間でも、課税ベースの的確な把握に必要な事項である。現在は、情報交換の推進に向けて、締約国間の情報交換の範囲や具体的手続き、また、納税者の情報の保護等につき、国際的な議論が進んでいる(2013年8月IFA総会においても、Subject 2: Exchange of information and cross-border cooperation between tax authorities で取り上げられた。議論の内容については、
http://www.ifacopenhagen2013.com/images/presentation_subject_2.pdf 参照。
- 34) 財務省「租税条約交渉の現状」
https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/269.htm 参照。
- 35) 本庄資「オフショア世界の話(9) - アグレッシブな国際的タックス・プランニングに対するEUとOECDの新しい挑戦」国際税務 33巻5号 130頁(2013年)。
- 36) 本庄資・前掲注 35・130頁。
- 37) 今村隆「タックス・ヘイブン対策税制の課税要件と立法趣旨 - 最近の裁判例を分析して」租税研究 2007年11月号 121頁(2007年)。以下の三つの分類は、今村隆教授の所論による。
- 38) 民集 63巻8号 1881頁、判時 2061号 27頁、判タ 1311号 77頁。
- 39) 前述のIFA会合でも、課税繰延対策という目的は、すでに過去のものとして位置付けられていた(前掲注 33におけるIFA資料参照)。
- 40) 淵圭吾「外国子会社合算税制の意義と機能」フィナンシャル・レビュー通巻第94号 74頁(2009年)。
- 41) 淵圭吾・前掲注 40・74頁。
- 42) 占部裕典「タックス・ヘイブン税制と租税条約の抵触関係について」同志社法学 58巻2号 211頁(2006年)。
- 43) 占部裕典・前掲注 42・211-212頁。
- 44) 淵圭吾・前掲注 40・74頁。
- 45) 淵圭吾・前掲注 40・88 - 89頁。
- 46) 淵圭吾・前掲注 40・91頁。
- 47) 淵圭吾・前掲注 40・88 - 89頁。
- 48) 浅妻章如「タックス・ヘイブン対策税制の改正と今後」ジュリスト 1397号 47頁(2010年)。
- 49) 浅妻章如・前掲注 48・47頁。なおタックス・ヘイブン対策税制の適用の基準となるトリガー税率の算定をめぐり、外国法人税の範囲について、最高裁判決が出されている。本件では、チャネル諸島ガンジーにおける納税者の法人税率選択が可能な税制において、納税者が支払った租税は、タックス・ヘイブン対策税制におけるトリガー税率算定の基礎となる外国法人税にあたるか否かが争われた。
最判平成 21年 12月 3日(民集 63巻 10号 2283頁)は、日本における租税の意義に照らし、ガンジーで課された租税も外国法人税にあたるとして、課税庁の主張を退けた。大島訴訟における租税の性質・機能からみて、ガンジーの法人所得税は、租税にあたるとした。
ガンジーはいわゆるタックス・ヘイブンとされる地域である。タックス・ヘイ

- ブン対策税制の対象となる法人所得税のトリガー税率は、実効税率の50%程度となっている国が多い。そのため、タックス・ヘイブンは、親会社法人の所在地国におけるトリガー税率をわずかも超える税率を設定することを可能とし、自国への企業の直接投資を誘導していた。
- 50)本庄資・前掲注23・149頁。なお、英国法人税法税率が2013年4月より23%、2014年4月より21%となることが決定した。各国のタックス・ヘイブン対策税制における対応が注目される。
- 51)外国子会社から、本国親会社に対する配当は、益金不算入するという制度が導入された。これは、日本の国際課税制度において、居住地国課税を原則とする全世界課税制度と外国税額控除による二重課税排除という制度設計を、国外所得免除制度(従って、この部分に関する外国税額控除による二重課税排除措置は不要となる)へと変更するものである。
- 52)青山慶二「外国子会社合算税制について - 我が国の改正と英国との比較検討 -」租税研究2010年9月号188 - 189頁(2010年)。
- 53)青山慶二・前掲注52・189頁。本稿では、引用先の記述に応じ、それぞれをenrty approachとincome approachと記述する場合がある。
- 54)青山慶二・前掲注52・189頁。
- 55)青山慶二・前掲注52・189頁。
- 56)裁決事例集75巻415頁。
- 57)資本保有割合は52%である。
- 58)訟務月報59巻1号30頁。
- 59)訟務月報59巻1号1頁。
- 60)判例集未登載。LEXデータベースにより全文参照可能。
- 61)裁判所ウェブサイト参照。
- 62)浅妻章如「国際的租税回避 - タックス・ヘイブン対策税制(CFC税制)について」金子宏編『租税法の基本問題』639-642頁(有斐閣、2008年)。
- 63)浅妻章如・前掲注21・99頁。
- 64)浅妻章如・前掲注21・99頁。
- 65)青山慶二・前掲注52・203頁。
- 66)中里実教授は、形式性を重視することは実質性を放棄することであると指摘されている(中里実「国際的租税回避否認規定によりもたらされる国内的二重課税(2010年租研大会)」日本租税研究協会『(公社)日本租税研究協会第62回租税研究大会記録』99頁(2010年))。
- 67)浅妻章如・前掲注48・48頁。
- 68)青山慶二・前掲注7・232頁。青山慶二教授は、投資所得に関しては、典型的投資所得のみならず、一般的な投資所得全体について、本税制の適用対象とするべき、と提案される。
- 69)青山慶二・前掲注52・191-192頁。なお、特定子会社による株式保有とその譲渡益に関する具体的課税問題については、成道秀雄「事例タックス・ヘイブン課税における主たる事業」税研29巻1号71頁参照。例えば、資金調達目的の有価証券の譲渡益の取扱い等、それが租税回避目的と言えるかというようなケースである。
- 70)淵圭吾「タックス・ヘイブン対策税制と同族会社の留保金課税の共通性」中里実他編著『タックス・ヘイブン対策税制のフロンティア』225-226頁(有斐閣、2013年)。この結論は、米国のサブパートF税制の起源の研究に基づく。
- 71)淵圭吾・前掲注70・226頁。
- 72)青山慶二・前掲注7・231頁。価値移転の手段としての知的財産の重要性が高まり、情報通信技術が発達する現代の経済環境において、有効に機能する国際課税の原則が改めて見出されなければならない(本庄資・前掲注35・130頁)。